

第3次イノシシ管理計画の概要

〈策定の根拠、計画の位置付け等〉

◇策定の根拠等

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2及び第13次鳥獣保護管理計画

◇位置付け

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるときに策定できるもの。法、国の指針、いわて県民計画（2019～2028）等を踏まえ、鳥獣の管理の方針を定めるもの。

◇計画の期間

令和4年度～令和8年度

〈現状と課題〉

◇生息状況

- 1 生息分布 県内全域
- 2 生息頭数 不明

◇被害状況

農業被害（水稻、野菜等）
1,800万円（R2）

◇課題

- 1 生息域が拡大傾向にあり、農業被害が増加している一方、捕獲数が少なく地域に偏りがあることから、全県域の個体数推定が困難
- 2 農林業被害等の低減を図るため、より一層の捕獲の強化等による対策が必要

〈基本目標〉

- 1 防護柵の設置や周辺環境の整備等による農業被害等の軽減
- 2 積極的な捕獲による生息域の縮小及び個体数の低減
- 3 被害の発生状況や捕獲個体データの収集・分析による、科学的かつ計画的なイノシシ管理の促進

〈計画の概要〉

◇管理の実施

- 1 地域区分
県内を2つに区分し地域ごとの対策を推進
 - (1) 定着地域：奥羽山脈地域
 - (2) 侵入地域：北上山地地域
- 2 個体数管理
 - (1) 狩猟の推進：狩猟期間の延長等
 - (2) 有害鳥獣捕獲：農地周辺での捕獲強化等
 - (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業：認定鳥獣捕獲等事業者へ委託して県内全域での捕獲
 - (4) 捕獲の担い手の確保育成：狩猟免許取得の促進、捕獲技術研修会の開催等
- 3 被害防除対策
農業被害対策：侵入防止柵の設置等
- 4 生息環境管理
やぶの刈り払い、耕作放棄地等の適正管理、農地周辺の環境整備を推進

5 モニタリング

- (1) 捕獲情報の収集
- (2) 被害状況調査
- (3) 生息状況調査（GPS調査）
- (4) 個体数推定方法の検討

◇その他管理のために必要な事項

- 1 各機関の果たす役割
県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体等の役割
- 2 普及啓発
計画の内容、イノシシの生態、進入初期における対策、捕獲技術研修の実施
- 3 他県との連携
宮城県及び秋田県との捕獲手法の検討や個体数管理に係る情報交換
- 4 その他
 - (1) 鳥獣被害防止計画との調整
 - (2) 錯誤捕獲対応の実施体制
 - (3) 感染症及び安全対策の実施

〈今回追加・修正する主な項目〉

- 1 地域区分の設定（定着と侵入地域の設定）
- 2 生息状況等の把握（アンケート調査追加）
- 3 行動圏の把握（GPS調査の追加）
- 4 錯誤捕獲対応の追加
- 5 豚熱（CSF）等感染症への対応の追加